

次期長野県食と農業農村振興計画骨子（案）

【特徴】

- 第2期長野県食と農業農村振興計画の進捗状況と課題・成果を評価するとともに、食と農業・農村をめぐる情勢を分析
- 農業者や農業団体、流通業者、消費者など県民との対話を通して、10年後の農業農村のあり方を創造し、めざす姿を構成
- 骨子の大きな柱は、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、「農業」は地域経済を支える稼げる産業、「食」は県民など多くの人にしあわせをもたらすもの、「農村」は人と人が支え合う暮らしづくりをそれぞれ目指すこととして構成し、「農業」、「食」、「農村」の3本柱とする
- 地域振興局単位で克服すべき課題やめざす姿を県的な取組として捉え、「地域別の発展方向」を「食と農業・農村のめざす姿と施策の展開方向」の次に位置付け
- 重点的に取り組む事項は、広域のかつ横断的な課題などに対応することとして位置付け
(第2期計画 ㊦ IV重点的に取り組む事項 V地域別の発展方向)

I 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間
- 4 計画の進行管理
- 5 県民の参画と協働による計画の推進

II 食と農業・農村をめぐる情勢

- 1 食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化
- 2 食と農業・農村の現状と課題
 - (1) 農業（担い手、生産、基盤、技術）
 - (2) 食（消費、流通、安全安心）
 - (3) 農村（住民、多面的機能）

III 食と農業・農村のめざす姿と施策の展開方向

基本目標 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

基本方向 1 産業としての農業の振興（仮）



基本方向 2 消費者が求める「食」の振興（仮）



基本方向 3 暮らしの場としての農村の振興（仮）



IV 地域別の発展方向

- 1 地域の現状と課題
- 2 地域のめざす姿
- 3 重点的な取組方向

V 重点的に取り組む事項

- 1
- 2
- 3
- ・
- ・

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

長野県食と農業農村振興の県民条例（以下「県民条例」という。）第9条に基づき策定

2 計画の性格と役割

本県の食と農業・農村に関する施策の基本計画であるとともに、全ての県民の「食」と「農」に関する指針

3 計画の期間

平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）を目標年とする5か年計画

4 計画の進行管理

県民条例第8条の規定により、年次結果を長野県議会に報告し公表

5 県民の参画と協働による計画の推進

市町村、農業団体、食材を扱う事業者、農業者、消費者等の主体的な参画と、県民（農業者、消費者、住民）と行政、関係機関・団体との協働を基本姿勢として、それぞれが責務と役割をもって一体となり計画を推進

（1）農業者の役割

- ・消費者に信頼される安全で安心な農産物の生産と農村資源の維持・保全
- ・農業情勢や市場動向等に的確に対応した持続的な農業経営の実践

（2）農業団体の役割

- ・良質な食料の安定供給に向けた産地機能の維持・発展及び農業者への営農支援
- ・農業者への暮らしへの深い関わりと行政と連携した農村コミュニティの維持

（3）農産物の流通・加工・販売を行う事業者の役割

- ・消費者へ新鮮で安全な本県農畜産物の提供と農業者等と連携した商品開発等

（4）市町村の役割

- ・地域の立地条件を活かした農業・農村の目指す姿の明確化と実現に向けた支援
- ・農村コミュニティの構築、地域の活性化に向けた主体的行動

（5）消費者・県民の役割

- ・食・農業・農村の果たす役割の理解促進と食育及び食文化の発展への寄与
- ・農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた活動への参加

（6）県の役割

- ・計画の実現に向けた効率的で実効性のある施策の実施
- ・県民の主体的な参画・協働を促すための関係機関等と連携した取組
- ・技術・財政的な支援、条例の理念の重要性の理解促進

II 食と農業・農村をめぐる情勢

1 食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化

(1) 国際化の進展

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は2015年10月に12か国による協議を経て大筋合意。米国トランプ大統領のTPPからの永久離脱表明により、米国を除く11か国では、米国抜きの発効を模索するとともに、米国への復帰を促している

国は、「総合的なTPP関連政策大綱」を策定し、農林業の成長産業化を一層加速するため「農業競争力強化プログラム」を策定し、2017年5月に農業競争力強化支援法が成立

(2) 人口減少社会への対応

国は、人口減少に歯止めをかけるため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定
国は、65歳以上の高齢者の生涯現役を掲げ、農業分野への参入を進めている

県でも長期的に人口150万人で定常化することを目指し、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～」を策定

人口減少と高齢化により、地域コミュニティの維持や農畜産物の消費減少と価格への影響が懸念

(3) 情報収集・発信の多様化と価値観の変化

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の多様な情報発信ツールの普及拡大により、新たなヒット商品やブランド化の基盤となっているとともに、「食」に関する価値観が多様化・複雑化

(4) 農業・農村に対する発想の転換

若者の農村移住への志向の高まりと、団塊の世代を中心に、農村でのセカンドライフに幸福感を求める方が増加

(5) SDG's（持続可能な開発目標）の取組

国連において2030年までの未来に向けた国際目標「SDG's（持続可能な開発目標）」が2015年9月に採択され、農業分野では持続可能な農業の推進などが求められている

2 食と農業・農村の現状と課題

(1) 農業

農業者の高齢化が進み、基幹的農業従事者のうち65歳以上が7割を占め、新規就農者及び雇用労働力の安定的な確保が必要

農地中間管理機構が創設（H26）され、担い手への農地の集積・集約を推進するも、中山間地や果樹地帯ではほ場条件が悪いことなどから農地の移動が進みにくい

中山間地などの不整形で狭小な生産条件の悪い農地では、利用が進まず耕作放棄地率が増加

実需者・消費者ニーズに対応した「ナガノパープル」や「シャインマスカット」などの品種導入や主要野菜の計画生産により、本県産農産物の販売価格は堅調な価格を維持

温暖化対応では、「風さやか」、「シナノリップ」などの品種開発や技術開発を進めているが、さらなる研究開発の加速化が求められている

農業生産の効率化、リスク管理、販路の拡大や輸出の促進に向けて、国際水準のGAPなどGAPの取得の拡大が求められている

(2) 食

「おいしい信州ふーど（風土）」の取組は県民に浸透しつつあるが、地消地産などの地域内流通の拡大については、高付加価値化や流通ルートの構築が必要

機能的食品や環境にやさしい農業など食を通じた健康や環境への関心が高まるとともに、食品の安全・安心がより一層求められている

(3) 農村

都市部に比べ人口減少と高齢化の進行が顕著で、多様な人材の確保による農村コミュニティの維持が必要

農村住民による多面的機能の維持活動は、都市住民を巻き込んだ多様な人々が参加した活動が必要

Ⅲ 食と農業・農村のめざす姿と施策の展開方向

【基本目標】

○○○○○○○○○○○○○○○○

【基本方向別 めざす姿と施策の展開方向】

<別紙>

Ⅳ 地域別の発展方向

1 地域の現状と課題

2 地域のめざす姿

※ 10 地域振興局で、それぞれの現状・課題、めざす姿、重点的な取組方向を記載

3 重点的な取組方向

Ⅴ 重点的に取り組む事項

1

2

3

・

・

※ めざす姿を実現するために、特に重点的に取り組む事項を位置付ける

次期長野県食と農業農村振興計画の施策体系（案）

【施策体系のねらい】

- 「産業としての農業の振興（仮）」は、本県の農業生産の大宗を担う経営体の確保・育成、食料供給の責任産地として安全・安心で高品質な農畜産物の生産、消費者や実需者の多様なニーズに対応した販売戦略の3つの視点を位置付け
- 「消費者が求める「食」の振興（仮）」は、地消地産と食育を大きく2つの視点とし、食に関わる全てを関連施策として位置付け
- 「暮らしの場としての農村の振興（仮）」は、農村の基幹産業である農業の持続的な営農と、移住者や定年帰農者など多様な人材との農村コミュニティ活動の展開、農業・農村の地域資源を活用した農村ビジネスの展開の3つの視点を位置付け

基本目標

I 産業としての農業の振興（仮）

- 1 農業を支える経営体と人材の確保・育成（仮）
 - ア 中核的経営体の確保と資質向上
 - イ 農業経営体を支える安定的な雇用の確保
 - ウ 将来の本県農業を担う新規就農者の確保・育成
 - エ 地域農業を支える多様な農業経営体への支援
- 2 消費者や実需者に信頼される産地の確立（仮）
 - ア マーケットニーズに対応した競争力の高い県産農畜産物の生産
 - イ 県民の共感を得る環境農業の推進
 - ウ 次代を拓く新品種・新技術開発と普及
 - エ 稼ぐ農業を支える基盤整備の推進
- 3 需要を創出するマーケティング（仮）
 - ア おいしい信州ふード（風土）の取組による県産農畜産物の魅力発信
 - イ マーケットインによる販路拡大と流通機能の強化
 - ウ 世界品質の県産農畜産物の戦略的な輸出拡大
 - エ 地域に広がる稼ぐ6次化ビジネスの展開

II 消費者が求める「食」の振興（仮）

- 1 本物を味わう食と食し方の提供（仮）
 - ア 産地ならではの食べ方と地域食材の磨き上げ
 - イ 食の地消地産と農産物直売所機能の強化
- 2 豊かな食によるしあわせな暮らし方の提案（仮）
 - ア 未来を担う子どもたちへの食育の推進
 - イ 地域ぐるみで取り組む食育の推進

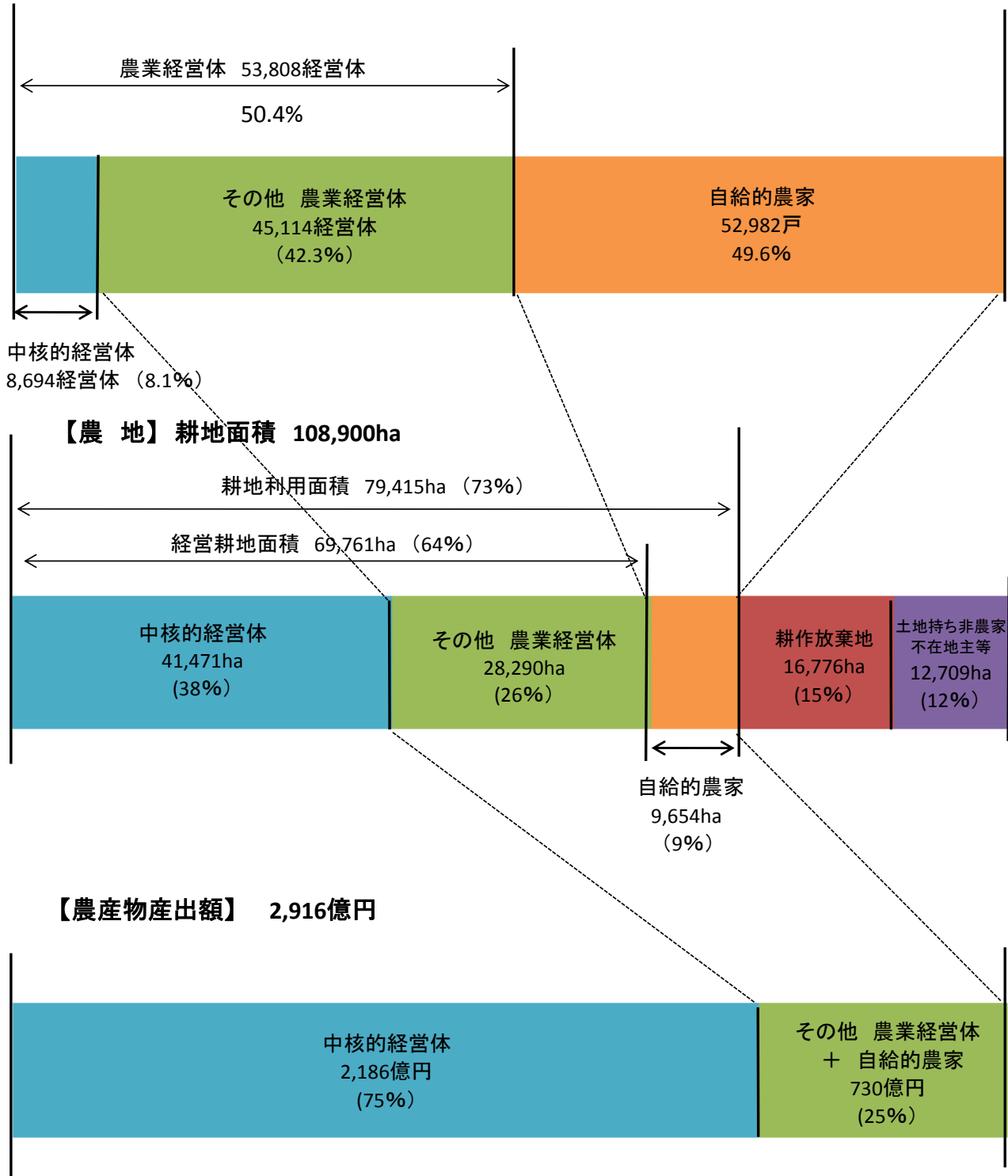
III 暮らしの場としての農村の振興（仮）

- 1 持続的な農業生産活動を支える仕組みづくり・基盤整備（仮）
 - ア 持続的な営農を支える環境整備の推進
 - イ 都市住民との協働など皆に理解されて進める多面的機能の維持
- 2 多様な人材の活躍による農村コミュニティの維持（仮）
 - ア 新たな地域の担い手を確保しての農村コミュニティ活動
 - イ あらゆる方が活躍するユニバーサル農業の推進
- 3 地域の強みを活かした農村景観や地域資源の維持活用（仮）

本県の農業生産構造の状況

【平成27年】（2,015農林業センサスより推計）

【経営体】 総農家等 106,790戸



※参考 上記の他、農業関連産出額 202億円